

障害者差別解消法の施行に伴う大和市の取り組み状況

①大和市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程について

平成 28 年 3 月 31 日付で上記規程を定めました。内容について審議会でのご意見などを参考に原案から一部修正させていただきましたのでご報告します。[資料 3-1 参照](#)

【意見のあった修正箇所】

- ・ 第 1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方の 5 行目
 - × 「障がい者の事実上の平等を促進」 ○ 「障がい者と障害のない者との平等を促進」
- ・ 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例の○3 つ目
 - × 「入室を拒否したり、条件をつける。」 ○ 「拒否したり、条件をつけたりする。」
- ・ 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例○6 つ目
 - × 「・・・指示語は」 ○ 「・・・障がい特性への配慮に欠けたあいまいな表現は」
- ・ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例 2 つ目
 - × 「・・・発作等がある場合」 ○ 「・・・発作が生じる等の心身に過大な負担がある場合」

②平成 28 年度障害者差別解消法講演会の実施～障がい者差別解消法ってなに？～

【講演会概要】

平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことを受け、同法律について広く市民の関心と理解を深めるとともに、具体的な事例を含めた対応などの発表を行いました

- 開催日時：平成 28 年 5 月 21 日（土）午後 2 時～午後 4 時
- 開催場所：勤労福祉会館 3 階ホール
- 対象者：市内在住・在勤・事業者であること
- 内 容：①障害者差別解消法と合理的配慮-街の中で安心して豊かに暮らすために-
堀江まゆみ氏（白梅学園大学教授）
②ともにあゆむよろこびを
大森千恵氏（株式会社エルアイ武田事業推進室部長）
- 参加者：84 名
- アンケート回答者：59 名（70.2%）[別紙 3-2 参照](#)

●担当者反省事項及び感想

- ・障がいの内容によって、配慮が違うがすべてに対応することが困難であった。
(資料の点字化、講師との講演内容の調整(予定のないVTR再生や資料追加があった))
- ・講師2名の講演会としたため、講師が時間を気にすることで、早口になってしまい、手話・要約筆記ともに苦勞していた。
- ・あらかじめ席を区分けしていたが(車椅子や盲導犬)、実際は知り合いのそばで聞かれる方が多く、前の席を最終的に詰めてもらう形になった。

③手話通訳者の配置の充実について

合理的配慮の取り組みの一つとして平成28年4月より障がい福祉課に配置している手話通訳者の利用時間について充実を図りました。

【従前】

毎週月曜日
午前9時～正午
午後1時～午後4時



【平成28年4月より】

平日(祝日を除く)
午後9時～正午
午後1時～午後4時